

議案第12号

交野市介護保険条例の一部を改正する条例について

交野市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和6年2月26日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 第9期介護保険事業計画策定に伴う介護保険料の見直しを行いたいため。

交野市介護保険条例の一部を改正する条例案

交野市介護保険条例の一部を改正する条例

交野市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号に掲げる者 32, 160円」を「第38条第1項第1号に掲げる者 29, 280円」に改め、同項第2号から第13号までを次のように改める。

- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 44, 040円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 44, 400円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 57, 840円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 64, 200円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 77, 040円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 83, 520円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 96, 360円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 109, 200円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 122, 040円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 134, 880円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 147, 720円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 154, 080円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19, 320円」を「18, 360円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「32, 160円」を「31, 200円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「45, 120円」を「44, 040円」に改める。

第6条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「及びニ」を「若しくはニ」に、「又は第4条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ若しくは同条第12号イ」を「第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第4条第1

号」を「第4条第1項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

